

リトリートモデルコース構築業務 委託仕様書

1 委託業務名

リトリートモデルコース構築業務

2 業務目的

群馬県では、首都圏在住の20~40代の男女を主なターゲットとして、群馬県ならではの温泉、自然、食などの地域資源を活かしたリトリート旅の推進に取り組んでいる。

本業務は、季節やテーマ別の「リトリートモデルコース」を構築し、その内容をWEBサイト「リトリートぐんま」に記事として掲載することにより、群馬県でのリトリート旅を具体的にイメージできる情報を発信し、リトリート旅の認知向上及び誘客促進を図ることを目的とする。

【リトリートモデルコース 過去事例】

・ <https://retreat.gunma-kanko.jp/model-course/>

3 事業期間

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

(2) 公開日

公開予定日は令和8年12月下旬までとする。日時は県と受託者が協議の上、決定する。

4 業務内容

ホームページ「リトリートぐんま」に掲載するリトリートモデルコース特集記事を計4本制作し、同ホームページに掲載すること。

また、企画提案書には、春・夏それぞれ1コースずつ提案を記載すること。

なお、記事執筆にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 作成する記事は、本事業の目的に沿い、体験や地域の特色を具体的に盛り込み、閲覧者に群馬県への来訪意欲を喚起する内容とすること。
- (2) 特に「群馬県に行きたい」「群馬県でリトリートを体験したい」と感じられるよう、魅力的かつ分かりやすい表現を用いること。
- (3) モデルコースは、全て1泊2日の日程で構成すること。
- (4) 制作するコース4本は、春・夏をテーマにそれぞれ2コースずつ制作すること。
- (5) モデルコースに基づき、実際に訪問したくなるような写真（風景、体験シーン、食、宿泊等）を効果的に使用すること。
- (6) 写真は、閲覧者が自分自身もその場にいるように想像できるような構図・雰囲気撮影すること。
- (7) 春・夏それぞれの記事について、掲載する写真を受託者が撮影し、モデルを起用した写真素材を用いるコースを1本、モデルを起用しない写真素材を用いるコースを1本とすること。
- (8) 紹介するスポットやコンテンツは、受託者から積極的に提案しコースに反映させること。なお、最終的な掲載内容は県と協議の上、決定すること。

5 納品

(1) 成果物

- ①記事原稿 (Word 形式)
- ②コンテンツデータ (本業務の中で撮影した静止画データ一式)
- ③業務完了報告書

(2) 納品方法

電子データにより CD-ROM 又は電子メールにて納品すること。

(3) 納品場所

群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課

(4) 提出期限

令和 8 年 12 月 25 日 (金)

6 見積上限額

1,287,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

7 著作権等の扱い

- (1) 本業務の実施に伴い、新たに作成された成果物及び制作過程において、新たに作成された素材に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。)、知的財産権については、県が保有するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している素材についてはこれに当てはまらない。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (3) 成果物であるコンテンツデータや受託者のサイトに掲載する特集ページについて、県が使用するプレゼンテーション資料等への掲載など、県が実施するリトリート推進に関する広報等に利用する場合は、事前に受託者に許諾を得たうえで、利用できるものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に群馬県の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則として県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下、「権利留保物」という。) については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。また、本業務で収集した素材について、県が実施する他のプロモーションで二次利用できるよう、権利関係の調整を行うよう努めること。

- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。
- (9) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。